

令和8年第2回野洲市議会定例会提出案件

1 新年度予算 10件

- 議第3号 令和8年度野洲市一般会計予算
- 議第4号 令和8年度野洲市国民健康保険事業特別会計予算
- 議第5号 令和8年度野洲市後期高齢者医療特別会計予算
- 議第6号 令和8年度野洲市介護保険事業特別会計予算
- 議第7号 令和8年度野洲市墓地公園事業特別会計予算
- 議第8号 令和8年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計予算
- 議第9号 令和8年度野洲市工業団地等整備事業特別会計予算
- 議第10号 令和8年度野洲市水道事業会計予算
- 議第11号 令和8年度野洲市下水道事業会計予算
- 議第12号 令和8年度野洲市病院事業会計予算

2 補正予算 6件

□議第13号 令和7年度野洲市一般会計補正予算（第10号）

①予算額

- ・補正前予算額 28,066,534千円
- ・補正額 395,321千円
- ・補正後予算額 28,461,855千円

②補正の概要

【歳入】

- ・個人市民税（46,018千円）、法人市民税（168,534千円）の増額及び固定資産税（△75,885千円）の減額
- ・普通交付税の追加交付による増額（304,909千円）
- ・子どものための教育・保育給付交付金（児童福祉費）（国庫支出金（74,056千円））及び県支出金（15,435千円）の増額
- ・子どものための教育・保育給付交付金（幼稚園費）（国庫支出金（3,538千円））及び県支出金（3,119千円）の増額
- ・社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）の内示に伴う国庫支出金の増額（15,966千円）
- ・第9期野洲市介護保険事業計画に基づく野洲市地域密着型サービス等整備事業に係る公共用地売却による不動産売却収入の計上（110,001千円）
- ・ふるさと納税に係るまちづくり寄附金の増額（150,000千円）
- ・財政調整基金の取崩しの取りやめ（△280,000千円）

- ・基幹系システム標準化移行延期に伴うデジタル基盤改革支援補助金の減額（△79,869千円）

【歳出】

- ・財政調整基金への積立て（170,000千円）、減債基金への積立て（44,702千円）、公共施設等整備基金への積立て（110,000千円）及びまちづくり基金への積立て（76,977千円）の増額並びに都市計画事業基金への積立ての増額（146,000千円）
- ・まちづくり寄附金の増額に伴うふるさと納税推進に係る経費の増額（73,023千円）
- ・基幹系システム標準化移行延期に伴う事務委託料の減額（△103,107千円）
- ・利用者数の増加及び給付単価の上昇に伴う民間保育所等保育費（125,504千円）及び私立幼稚園運営費（9,777千円）の増額
- ・雨水対策事業計画の見直しに伴う下水道事業会計負担金の減額（△33,814千円）
- ・社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）の内示に伴う対象事業等の設計委託料の増額（34,586千円）

③債務負担行為

- ・余熱利用施設整備運営事業に係る債務負担行為の追加
（期間：令和7年度から令和23年度まで 限度額：35,000千円）

□議第14号 令和7年度野洲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

①予算額

- ・補正前予算額 4,506,228千円
- ・補正額 222,431千円
- ・補正後予算額 4,728,659千円

②補正の概要

【歳入】

- ・保険給付費支給見込み額増額に伴う保険給付費普通交付金の増額（221,701千円）
- ・繰越金の増額（730千円）

【歳出】

- ・療養給付費負担金の決算見込みによる増額（206,000千円）

□議第15号 令和7年度野洲市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

①予算額

- ・補正前予算額 873,552千円
- ・補正額 51,485千円
- ・補正後予算額 925,037千円

②補正の概要

【歳入】

- ・後期高齢者医療保険料の決算見込みによる特別徴収保険料の増額（36,500 千円）及び普通徴収保険料の増額（21,210 千円）
- ・保険基盤安定繰入金の確定に伴う減額（△6,373 千円）

【歳出】

- ・特別徴収保険料の増額及び普通徴収保険料の増額並びに保険基盤安定繰入金の確定に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額（51,485 千円）

□議第 16 号 令和 7 年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

①予算額

- ・補正前予算額 4,775,994 千円
- ・補正額 5,196 千円
- ・補正後予算額 4,781,190 千円

②補正の概要

【歳入】

- ・保険給付費の増額に伴う国庫支出金（1,688 千円）、支払基金交付金（1,822 千円）、県支出金（843 千円）及び一般会計繰入金（843 千円）の増額

【歳出】

- ・高額医療合算介護サービス給付費の決算見込みに伴う増額（1,379 千円）
- ・通所型サービス給付費の決算見込みに伴う増額（2,426 千円）

□議第 17 号 令和 7 年度野洲市水道事業会計補正予算（第 3 号）

①予算額

【収益的収入】

- ・現計予算額 1,049,579 千円
- ・補正予算額 2,137 千円
- ・補正後予算額 1,051,716 千円

②補正の概要

【収益的収入】

- ・一般会計補助金の増額（2,137千円）

□議第 18 号 令和 7 年度野洲市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

①予算額

【資本的収入及び支出】

[収入]

- ・現計予算額 492,209 千円
- ・補正予算額 △33,814 千円
- ・補正後予算額 458,395 千円

〔支出〕

- ・現計予算額 1, 040, 800千円
- ・補正予算額 △33, 814千円
- ・補正後予算額 1, 006, 986千円

②補正の概要

【資本的収入】

- ・一般会計負担金の減額（△33,814千円）

【資本的支出】

- ・野洲川樋門予備設計業務委託料の減額（△33,814千円）

3 条例制定・改廃 14 件

□議第 19 号 野洲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例

行政の高度化、多様化が進展する中で、多種多様な人材の確保・活用を図るため、公務に有用な専門的知識や経験を有する者、業務量が一時的に増加する場合や市民サービスの提供体制を充実させる場合などに即戦力となる者など、任期を定めた職員の採用等に関する必要事項について、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、制定する。

○ 職員の任期を定めた採用（第 2 条～第 4 条）

① 特定任期付職員（第 2 条第 1 項）高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者

②一般任期付職員（第 2 条第 2 項）専門的な知識経験を有する者

③時限的任期付職員（第 3 条）

④短時間勤務職員（第 4 条）

○ 任期の特例・更新（第 5 条・第 6 条）

・ 特定任期付職員と一般任期付職員の任期は 5 年以内、時限的任期付職員と任期付短時間勤務職員の任期は 3 年以内（特に必要な場合は 5 年以内）

○ 特定任期付職員の給与に関する特例（第 7 条）

・ 特定任期付職員の給料表を本条例にて定める。

施行日 令和 8 年 4 月 1 日

□議第 20 号 野洲市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

子ども・子育て支援法の改正により、特定乳児等通園支援事業（通称、こども誰でも通園制度）が創設され、令和 8 年 4 月 1 日から事業を開始するにあたり、運営に関する基準を定める条例を制定する。

○第 1 章 総則

○第 2 章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

○第 3 章 雑則

施行日 令和8年4月1日

□議第 21 号 野洲市立保育所条例を廃止する条例

令和8年4月1日から、野洲市立野洲第三保育園を民間移管することに伴い、3月31日をもって野洲市立の保育所がなくなるため、野洲市立保育所条例の廃止を行う。

関連して、野洲市重要な公の施設の廃止または独占利用に関する条例から保育所を削除する改正を行う。

施行日 令和8年4月1日

□議第 22 号 野洲市附属機関設置条例の一部を改正する条例

令和8年4月1日から、野洲市立野洲第三保育園を民間移管することに伴い、3月31日をもって野洲市立の保育所がなくなるため、「野洲市学校給食センター運営委員会」の委員の構成から保育園を削除する改正を行う。

施行日 令和8年4月1日

□議第 23 号 野洲市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

行政委員会委員の報酬の額について、県内各市と比較して低い水準となっていたことから、野洲市特別職報酬等審議会における答申を踏まえ、所要の改正を行う。

・選挙管理委員会委員の報酬の額

委員長：9,000円/月(108,000円/年) → 27,000円/月(324,000円/年)

委員：8,500円/月(102,000円/年) → 21,000円/月(252,000円/年)

・農業委員会委員の報酬の額

会長：38,000円/月(456,000円/年) → 41,000円/月(492,000円/年)

副会長：30,000円/月(360,000円/年) → 33,000円/月(396,000円/年)

委員：26,000円/月(312,000円/年) → 28,000円/月(336,000円/年)

・教育委員会委員の報酬の額

26,000円/月(312,000円/年) → 41,000円/月(492,000円/年)

・固定資産評価審査委員会委員の報酬の額

5,000円/日 → 6,000円/日

・公平委員会委員の報酬の額

5,000円/日 → 6,000円/日

・監査委員の報酬の額

識見委員：60,000円/月(720,000円/年) → 80,000円/月(960,000円/年)

施行日 令和8年4月1日

□議第 24 号 野洲市職員等の旅費に関する条例及び野洲市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

国家公務員等の旅費に関する法律の改正が令和 7 年 4 月 1 日に施行されたことを受け、国又は滋賀県との権衡を図る観点から、それらに準じ、所要の改正を行う。

- 旅行を内国旅行と外国旅行に区分け
 - 旅行命令等を発する際は旅行命令簿等により通知することを規定
 - 旅費の種類の変更
 - ・日当、食卓料を廃止し、旅行中の夜数に応じ定額で支給する旅行雑費に改正
 - ・1 夜当たり、市長等及び議会議員 2,800 円、一般職 2,400 円
 - 宿泊料の変更
 - ・市長等及び議会議員：甲地方 13,100 円、乙地方 11,800 円
→ 甲地方 18,700 円、乙地方 13,000 円
 - ・一般職：甲地方 10,900 円、乙地方 9,800 円
→ 甲地方 15,600 円、乙地方 10,800 円
 - 移転料・扶養親族移転料の扶養要件を廃止
扶養要件を廃止し、扶養親族移転料を家族移転料に改称
 - 鉄道賃の変更
距離要件を廃止し、旅行命令権者が公務上の必要性を判断する内容に改正
- 施行日 令和 8 年 4 月 1 日

□議第 25 号 野洲市立幼稚園条例の一部を改正する条例

幼稚園の利用人数は減少傾向であり、条例に規定する定数が過大となっているため改正を行うものであるが、定数超過が発生した場合にも迅速に対応できるよう、定数の規定を規則に委任するよう改正を行う。

施行日 令和 8 年 4 月 1 日

□議第 26 号 野洲市中主 B & G 海洋センター条例の一部を改正する条例

野洲市中主 B & G 海洋センターのプールを令和 8 年 3 月 31 日をもって廃止するため、海洋センターの施設からプールを削除し、野洲市使用料条例からプールの使用料の規定を削除する。

施行日 令和 8 年 4 月 1 日

□議第 27 号 野洲市立保育所における延長保育、野洲市立幼稚園における預かり保育等並びに野洲市立幼保連携型認定こども園における延長保育及び預かり保育に関する費用徴収条例の一部を改正する条例

令和 8 年 3 月 31 日をもって、野洲市立の保育所がなくなることから、条例名を改正するとともに、議第 21 条に伴う所要の改正を行う。

また、令和8年4月1日から、特定乳児等通園支援事業を野洲市立幼保連携型認定こども園で実施することから、利用者負担を条例上で位置づける。

施行日 令和8年4月1日

□議第28号 野洲市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例

議第21号及び議第27号に伴う、所要の改正を行う。

また、令和8年4月1日から、特定乳児等通園支援事業を野洲市立幼保連携型認定こども園で実施することから条例上で位置付ける。

施行日 令和8年4月1日

□議第29号 野洲市介護保険条例の一部を改正する条例

令和7年度の税制改正により、給与所得控除額が増額されたことから、同じ給与収入額であっても給与所得が下がり、7年度は課税で8年度は非課税になる場合や課税であっても保険料の所得段階が下がる場合が生じ、第9期介護保険事業計画における保険料収入が不足することから、令和8年度に限り、当該税制改正による給与所得控除額を税制改正前の同額とみなす特例措置を設けるよう、介護保険法施行令が一部改正されたことを受け、条例においても同様の特例措置を講じるための改正を行う。

施行日 令和8年4月1日

□議第30号 野洲市水道事業給水条例の一部を改正する条例

水道事業の持続可能な運営を行うため水道料金の改定を行う。

また、令和6年能登半島地震では個人が管理する宅内配管の復旧が遅れ、家庭で水が使用できない状況が長期化したことから、国土交通省からの通知に基づき、他の市町村長が指定した給水装置工事事業者による給水装置工事の実施を可能とするための改正を行う。

施行日 令和9年4月1日（第7条については公布の日）

□議第31号 野洲市下水道条例の一部を改正する条例

令和6年能登半島地震では個人が管理する排水設備等が破損したことや指定工事店自身も被災したことにより、排水設備等の復旧が遅れることになったことから、国土交通省からの通知に基づき、他の市町村長が指定した指定工事店による排水設備工事の実施を可能とするため、所要の改正を行う。

施行日 公布の日

□議第32号 野洲市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

非常勤消防団員等に係る損害補償について、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、所要の改正を行う。

○消防作業従事者等の補償基礎額の最低額 9,700 円→10,000 円
最高額 14,500 円→15,000 円

○扶養に係る補償基礎額

- ・22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子 383 円→433 円
- ・配偶者 廃止

○補償基礎額の各階級・勤務年数における損害補償に係る補償基礎額を政令の改正にあわせる

施行日 令和8年4月1日

4 その他 6件

□議第 33 号 財産の減額貸付について

財産を減額して貸し付けることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

① 貸付をする財産

所在 野洲市小篠原 1780 番 7 の一部
区分 土地
地積 2,382.69 m²

② 貸付の相手方

広島県広島市西区庚午中一丁目 7 番 24 号
株式会社アイグラン
代表取締役 橋本雅文

③ 貸付率

1. 4%

(野洲市普通財産の貸付料に関する要綱の規定に基づき社会福祉法人等の公共的団体に適用される率に準ずる。)

④ 貸付期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 38 年 3 月 31 日まで (更新あり)

⑤ 減額貸付の理由等

株式会社アイグランは公共的団体等には該当しないため、野洲市普通財産の貸付料に関する要綱第 2 条の規定により貸付率は 5%となるが、公益性の高い社会福祉事業 (認可保育所の運営) を実施する事業者であることから、同社への財産の貸付は、社会福祉法人等の公共的団体等への財産の貸付に適用する貸付率と同じ貸付率を適用する。

□議第 34 号 市道路線の認定について

次の市道路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

○認定路線と認定理由

路線名	認定理由
のみやまぐちせん 野々宮山口線	新設された道路を新たに市道認定するもの
なわてささいだせん 縄手笹井田線	新設された道路を新たに市道認定するもの

□議第 35 号 事業契約の変更について（野洲市余熱利用施設整備運営事業）

平成 30 年 6 月 28 日に議決を得、令和 7 年 3 月 21 日に変更議決を得た野洲市余熱利用施設整備運営事業において、契約金額を変更することについて、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第 12 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

【変更内容】

① 事業契約変更金額

変更前事業契約金額 2, 723, 108, 111 円
 変更分金額 34, 265, 375 円
 変更後事業契約金額 2, 757, 373, 486 円

② 物価変動

- ・維持管理業務（警備保安業務）の物価変動

企業向けサービス対価指数…警備（日本銀行調査統計局）

令和 6 年 平均	令和 7 年 8 月（確報）	改定率
101.44	106.3	4.70%

- ・維持管理業務（警備保安業務以外の業務）の物価変動

企業向けサービス対価指数…建物サービス（日本銀行調査統計局）

令和 6 年 平均	令和 7 年 8 月（確報）	改定率
107.05	111.1	3.70%

- ・運營業務の物価変動

企業向けサービス対価指数…労働者派遣サービス（日本銀行調査統計局）

令和 6 年 平均	令和 7 年 8 月（確報）	改定率
107.63	111.3	3.40%

- ・その他の業務の物価変動

企業向けサービス対価指数…その他諸サービス（日本銀行調査統計局）

令和6年 平均	令和7年 8月 (確報)	改定率
124.03	131.8	6.20%

※前回の改定年度の前年の指数の平均とその年の8月の指数を比較して、±3%以上の差が生じた場合、又は初回もしくは前回からの累積で±3%以上の差が生じた場合改定を行う。

※サービス対価支払期間は、令和2年から22年間

③契約の相手方 滋賀県野洲市大篠原 3333 番地 6
野洲すいむ8NEXT-PFI株式会社
代表取締役 浮穴 浩一

□議第 36 号 第 2 次野洲市総合計画後期基本計画の策定について

第2次野洲市総合計画後期基本計画を策定することについて、野洲市議会基本条例第11条及び同条第1号の規定に基づき、議会の議決を求める。

※令和8年度から12年度までの5年間の計画

□議第 37 号 第 5 次野洲市人権施策基本計画の策定について

第5次野洲市人権施策基本計画を策定することについて、野洲市議会基本条例第11条及び同条第2号の規定に基づき、議会の議決を求める。

※令和8年度から12年度までの5年間の計画

□議第 38 号 第 4 期野洲市教育振興基本計画の策定について

第4期野洲市教育振興基本計画を策定することについて、野洲市議会基本条例第11条及び同条第6号の規定に基づき、議会の議決を求める。

※令和8年度から12年度までの5年間の計画

5 人事案件 2件

□議第 39 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
にしかわ のりこ 西川 典子	●●●●●●●●●●	●●●●●●

※任期 令和8年7月1日から令和11年6月30日まで

口議第 40 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

記

氏 名	住 所	生 年 月 日
おおにし 大西 ますみ 真澄	●●●●●●●●●●	●●●●●●

※任期 令和 8 年 7 月 1 日から令和 11 年 6 月 30 日まで